

第1回“ちはやあかさか”まちづくり村民会議

日時：3月7日（日曜日） 午前9時30分～

場所：くすのきホール2階第1・2会議室

次 第

開 会

【第1部】

1. 村長あいさつ
2. 委員の紹介
3. 事務局等の紹介
4. まちづくり村民会議について
 - ・第4次総合計画策定の概要
 - ・村民会議の運営方法
 - ・村の財政と課題
 - ・グループ分け

～休憩～

【第2部】

1. ワークショップ（グループに分かれて議論）
2. その他

次回会議日程（予定） 平成22年3月21日（日曜日） 午後1時30分～

くすのきホール2階第1・2会議室

閉 会

<配付資料>

- ・資料1_第4次千早赤阪村総合計画策定方針
- ・資料2_“ちはやあかさか”まちづくり村民会議設置要領
- ・資料3_会議ルール（案）
- ・資料4_村の財政と課題
- ・資料5_人口推計等（国勢調査より）
- ・参考資料 “ちはやあかさか”村民会議委員名簿
第3次千早赤阪村総合計画概要版
村制50周年記念誌（平成18年9月発行）

第4次千早赤阪村総合計画策定方針

平成22年2月
千早赤阪村

/1. 計画策定にあたって

総合計画は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、まちづくりの目標である将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにするものである。本村においてはこれまで3次にわたる総合計画を策定し、この計画に基づき各種施策・事業を推進してきた。

一方、この間、本村の取り巻く環境は、地方分権改革や少子高齢化、人口減少、危機的な財政状況の進行などにより著しく変化し、特に近年の財政状況は、非常に厳しく、行財政改革にも取り組んできました。また、行政サービスの安定・強化を図るため、二度にわたり市町村合併に臨んだが、不調に終わった。

今後、千早赤阪村は、住民との協働による自立可能なまちづくりを進めるとともに、現総合計画の実績を分析・評価し、今後の社会経済情勢にも柔軟に対応できる新しいまちづくりの基本方針として第4次千早赤阪村総合計画を策定するものである。

/2. 計画の概要

(1) 計画の役割

- この計画は、本村の現状と課題を踏まえ、長期的な展望に立ち、本村が求める将来像とまちづくりの方針及び基本的施策を明らかにし、進むべき方向を明確に示す指針となるものである。
- この計画は、村財政の中・長期展望を踏まえながら、まちづくりを計画的、効率的に推進する基本となるものである。
- この計画は、自立的、経営的な村政運営の基礎となるものである。

(2) 計画の区域

計画の区域は、千早赤阪村の行政区域とする。ただし、必要に応じて周辺市町との関連性についても配慮するものとする。

(3) 計画の期間

平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とする10カ年計画とする。

(4) 計画の構成

○基本構想

基本構想は、本村の求める将来像とめざすべき「まちづくりの目標」を示し、これを達成するための基本方向を明らかにするものである。

また、中・長期的な視点に立ち、自立的・経営的な村政運営の指針及び実行計画策定の基準を示すものである。

○実行計画

実行計画は、従前の基本計画に代わるものとして、基本構想に示される「まちづくりの目標」に向けた主要施策を明らかにするものである。また、実現可能で明確な目標のもとに成果と評価の視点を考慮し、その進行管理の方策を定めるものである。

／3. 計画策定の基本的な考え方

第4次千早赤阪村総合計画は、住民と行政との協働のもとで、厳しい財政状況に耐え得る実効性のある計画とすることを目標に、特に次の点に留意し策定するものとする。

(1) 中・長期的な環境予測への対応

社会経済情勢や行財政状況の変化、住民ニーズの多様化などを踏まえた中・長期的な環境予測により、実現性と実効性の高い計画の策定に努める。

(2) 住民と行政の役割分担の明確化

住民の行政への参画を求めていくため、住民と行政との役割分担について可能な限り明確化する。

(3) 重点的成果主義型計画への転換

社会経済環境の激変を受け、限られた財源の中で重点的成果主義に視点をおいた計画とする。

(4) 施策の目標の設定

実現可能で明確な目標のもとに、評価や成果の視点を徹底し、政策や施策の目標の明確化を図る。

(5) 選択と集中による効果的な事業の展開

限られた経営資源を効果的に配分するため、中・長期財政計画との連動を考慮しつつ、選択と集中により、効果的・効率的な事業展開を図る。

(6) わかりやすく、活用できる計画

めざすべき目標を具体的に示すなど、誰にとってもわかりやすく、活用できる計画とする。

／4. 住民参画の方法

総合計画の策定において幅広く住民の意見や提案を反映させるため、次のような手法により、広く住民の意見や提案などを聴取し、計画への住民参画に努めるものとする。

(1) “ちはやあかさか” まちづくり村民会議

第4次千早赤阪村総合計画の策定にあたり、村民から今後のまちづくりにかかる提言を受けるため、“ちはやあかさか” まちづくり村民会議を設置する。

村民会議は、今後のまちづくりの基本的方向について、住民の立場から意見交換、討議を行い、その結果を報告書としてまとめ、村長に提言する。

(2) 住民アンケート調査

住民アンケート調査は、村の施策満足度やまちづくりへの意識を調査し、計画案に住民の意見や提案などを反映させることを目的とする。

また、住民アンケート調査の結果は、新しい時代におけるまちづくりの課題やサービス及び施策などの方向性を抽出する基礎資料とする。

(3) 小・中学生対象の絵画募集

次世代を担う若者たちの参加を進めるため、村内の小・中学校の児童・生徒を対象とし

て、村の将来像をテーマに絵画の募集を行う。

(4)パブリックコメント

基本構想案などを広報紙やホームページで公表し、住民からの意見を求める。

(5)その他

策定過程において広報紙やホームページで経過を公表し、住民の意見を求める機会（郵送、FAX、メールなど）を設ける。

/5. 策定体制

総合計画は、まちづくりの基本となる重要計画であることから、計画の策定にあたっては、総合計画審議会、総合計画策定委員会（小委員会を含む）、村長等の相互の調整により全庁体制で進めるものとする。

(1)総合計画審議会

村長の諮問機関として、学識経験者、一般村民など21人で組織し、基本構想案などについて審議・答申する。

(2)総合計画策定委員会

教育長、課長級の職員で組織し、総合計画策定小委員会において検討した基本構想素案及び実行計画素案について検討し、審議会に諮問する基本構想案及び実行計画案を策定する。

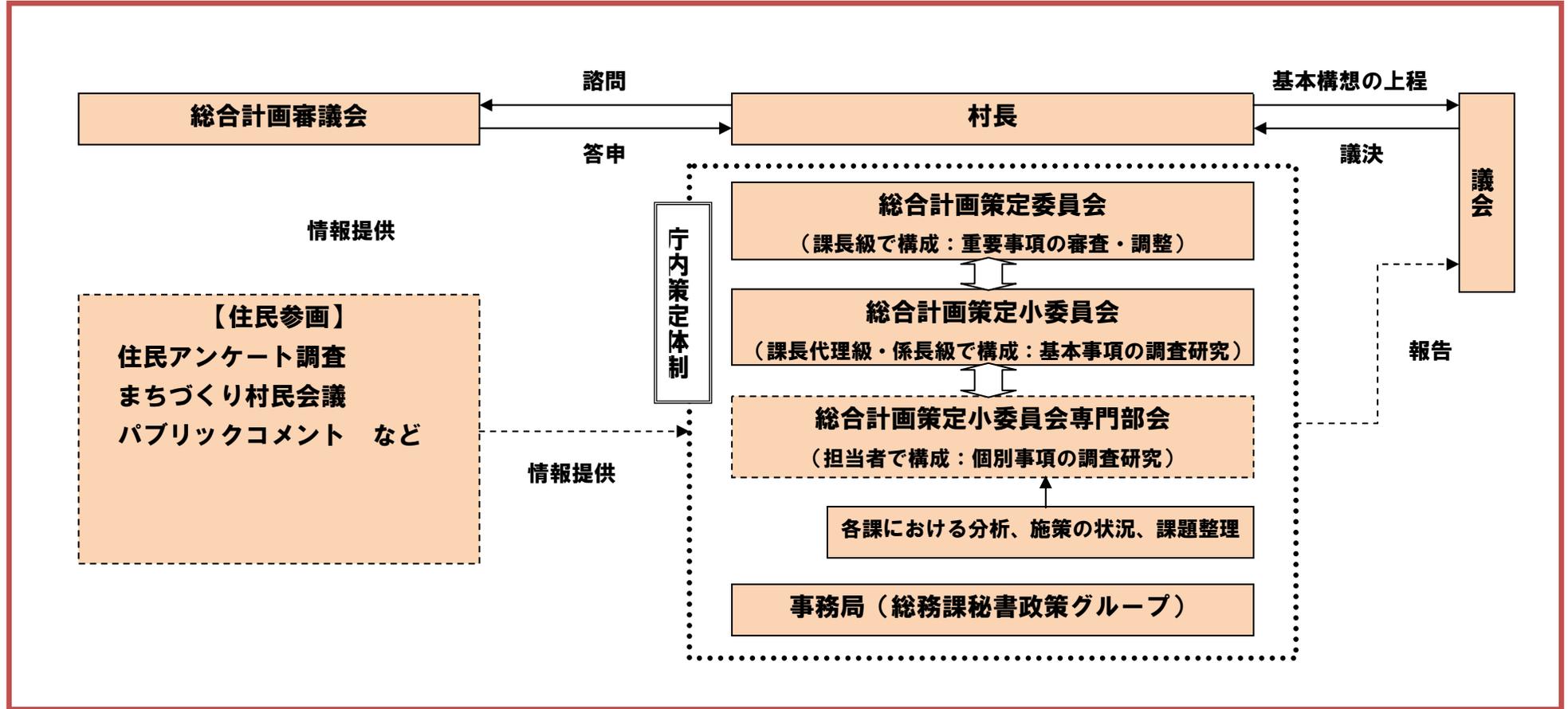
(3)総合計画策定小委員会

課長代理、係長級の職員で組織し、基本構想素案及び実行計画素案を検討する。また、小委員会に専門調査研究部会として必要に応じ、個別分野の専門部会（担当者で組織）を置き、策定作業を行う。

(4)職員参加

計画策定にあたっては、幅広い職員の参加を図り、職員の専門知識と創意工夫を計画に生かすため、職員アンケートなどを行う。

【策定体制】



/6. 策定スケジュール

項目		平成21年度				平成22年度											
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民 参画	まちづくり村民会議			←→		提言											
	住民アンケート調査			←→													
	小・中学生の絵画・作文の募集			←→													
	基本構想案のパブリックコメント											←→					
策定 体制	総合計画審議会					←→					答申						
	総合計画策定委員会			←→													
	総合計画策定小委員会			←→													
基本構想の議決														議決			

“ちはやあかさか” まちづくり村民会議設置要領

(設置)

第1条 第4次千早赤阪村総合計画の策定にあたり、村民から今後の千早赤阪村のまちづくりに係る提言を受けるため、“ちはやあかさか”まちづくり村民会議（以下「村民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 村民会議は、今後の千早赤阪村のまちづくりの基本的方向について、村民の立場から意見交換、討議を行い、その結果を報告書としてまとめ、村長に提言する。

(組織)

第3条 村民会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 公的団体、地域づくり団体やボランティア団体等から推薦を受けた者
- (2) 広報等により公募した者
- (3) 村長が特に必要と認める者

3 前項第2号の委員は、別記様式により応募した者の中から選考するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 村民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、村民会議を設置した日から村長への提言を行う日までとする。

(会議)

第6条 村民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(グループ)

第7条 村民会議の所掌事務をより円滑に遂行するためグループを設置することができる。

(庶務)

第8条 村民会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 委員へは費用弁償としての旅費及び報酬等の支給は行わない。

2 この要領に定めるもののほか、村民会議に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月25日から施行する。

(会議ルール案)

“ちはやあかさか”まちづくり村民会議の運営に関する確認事項（案）

1. 会議の原則

各委員は、会議に臨むにあたっては、次の事項を基本原則として認識するものとする。

(1) 時間の厳守

会議の開始及び終了時間を守る。

(2) 自由な発言

各委員の自由な発言を尊重する。

(3) 批判及び中傷の禁止

特定の個人や団体の批判・中傷は行わない。

2. 発言の公平性

(1) 会議の進行役は、発言が特定の委員に偏らないよう公平に意見を求める。

(2) 発言は要点を整理し、簡潔に行う。

3. 意見集約の方法

(1) 少数意見を尊重するものとする。

(1) 意見集約は全員合意を基本とする。ただし、決定を要する場合は、出席者の過半数の賛成でその結論とする。

4. 会議の記録

会議の記録（概要）は、事務局（総務課秘書政策グループ）で作成する。

5. 会議の公開

会議は、公開とする。

6. 確認事項の変更及び追加

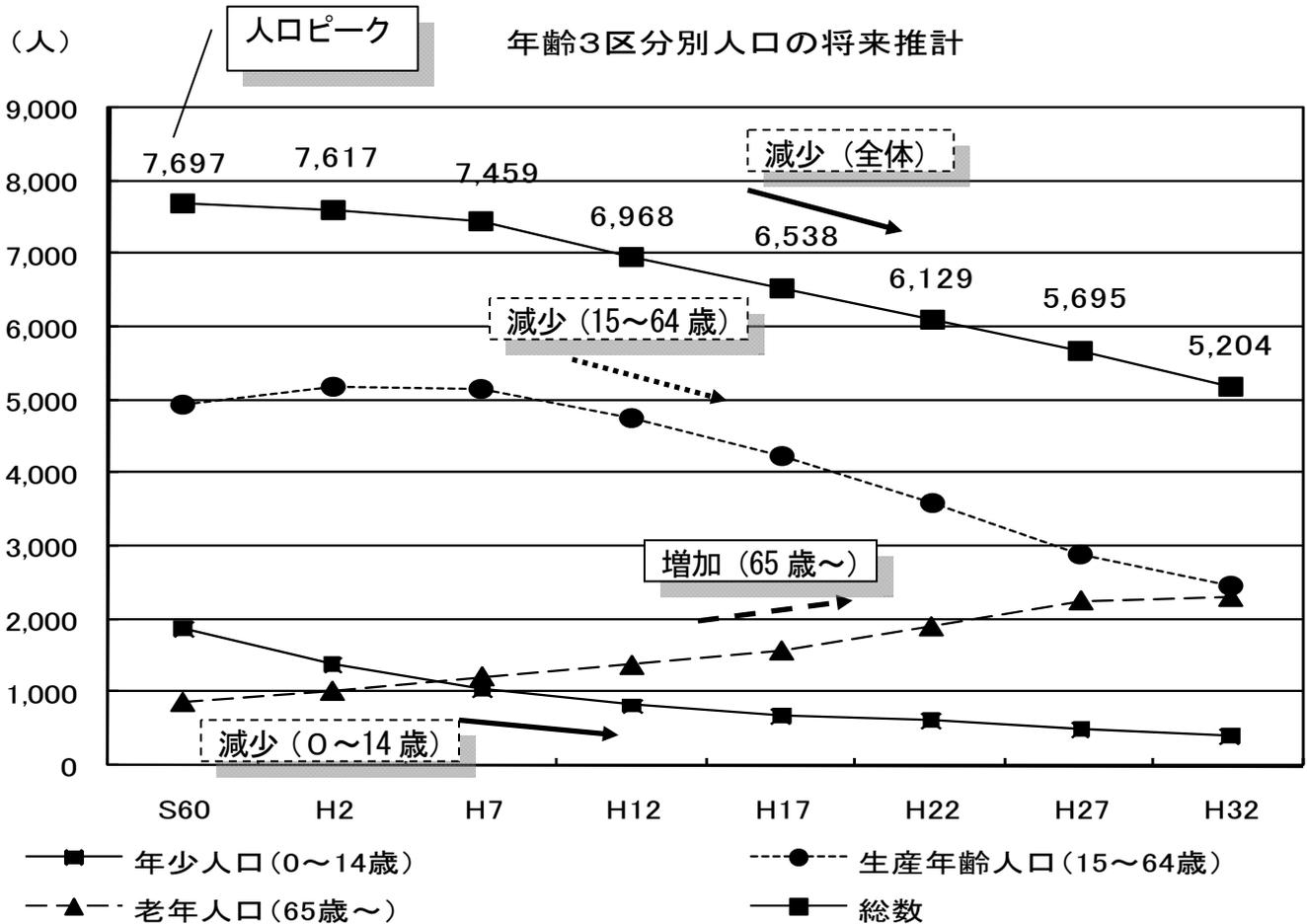
この確認事項は、変更又は追加できるものとする。

7. 会議の出欠

都合により会議に参加できない場合、必ず事前に事務局（総務課秘書政策グループ 電話 72-0081）まで連絡する。

村の財政と課題

1. 人口減少と少子高齢化



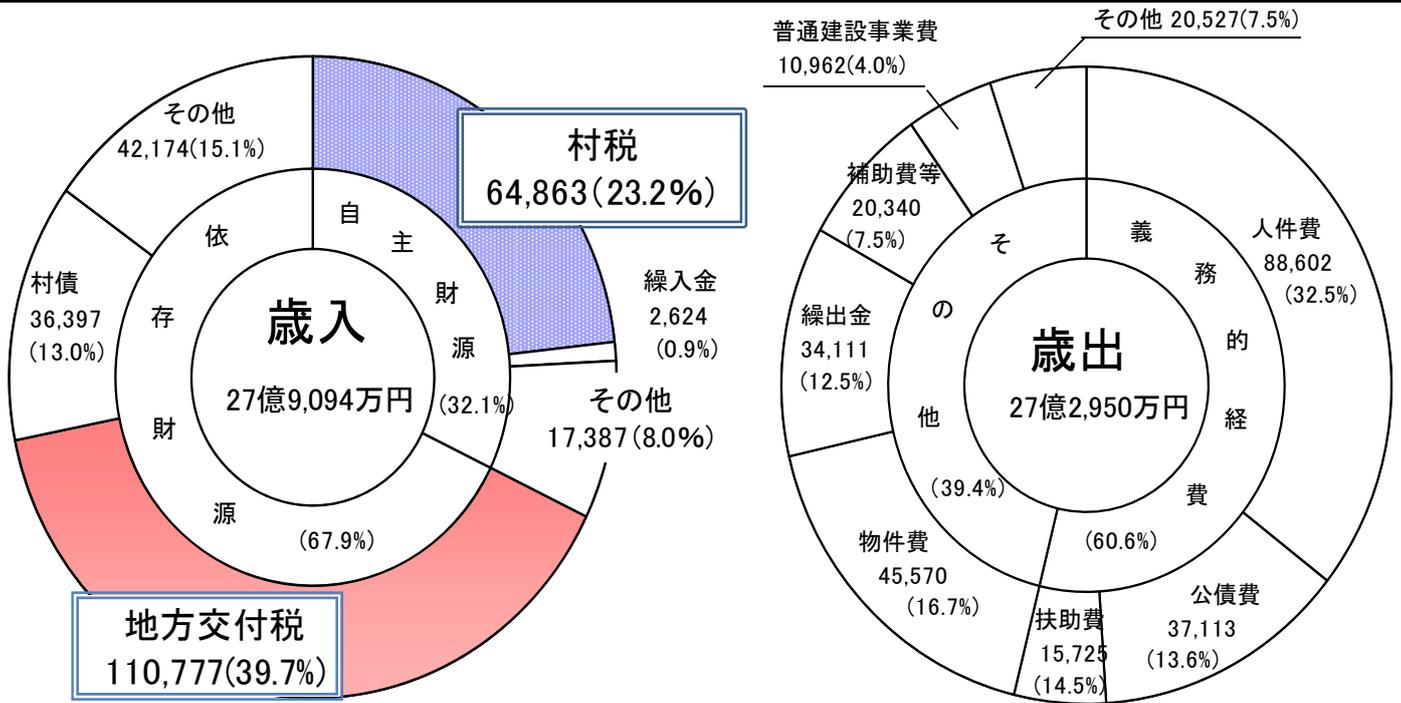
【人口の推移及び推計】

年/項目	S30	S60	H7	H12	H17	H22	H27	H32
年少人口(0~14歳) (人)	1,787	1,873	1,050	825	690	614	506	407
生産年齢人口(15~64歳) (人)	3,575	4,942	5,176	4,755	4,262	3,599	2,918	2,479
老年人口(65歳~) (人)	337	882	1,233	1,388	1,586	1,916	2,271	2,318
総数	5,699	7,697	7,459	6,968	6,538	6,129	5,695	5,204

前回との人口増減数(人)				▲ 491	▲ 430	▲ 409	▲ 434	▲ 491
年少人口の割合(%)	31.4%	24.3%	14.1%	11.8%	10.6%	10.0%	8.9%	7.8%
生産年齢人口の割合(%)	62.7%	64.2%	69.4%	68.2%	65.2%	58.7%	51.2%	47.6%
老年人口の割合(高齢化率)(%)	5.9%	11.5%	16.5%	19.9%	24.3%	31.3%	39.9%	44.5%

府内で2番目に高い率

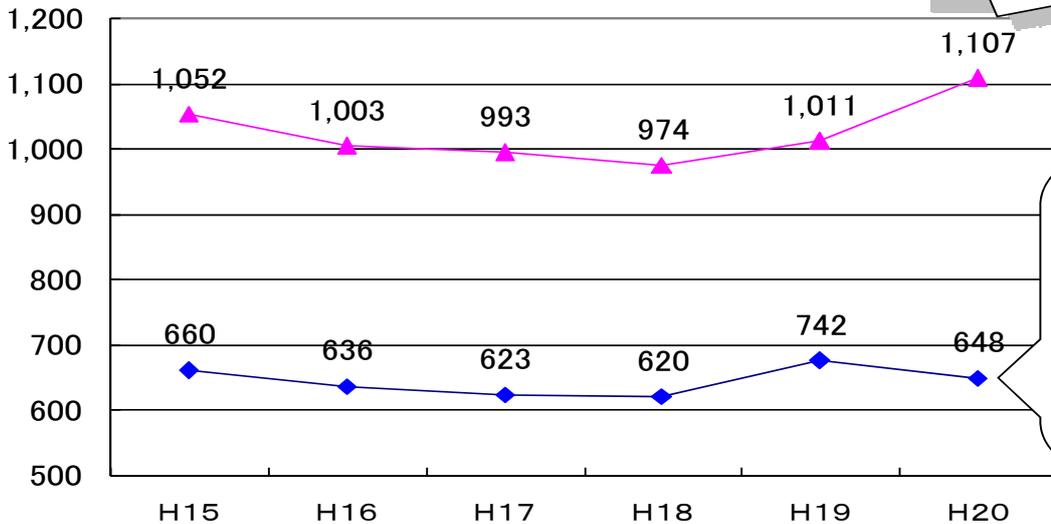
2. 村の財政状況（平成20年度決算）



●**地方交付税**
 H12年度をピークに年々減少
 H20年度は地方再生対策として増加しましたが、今後の動向は不透明です。

【村税及び地方交付税の推移】

(単位: 百万円)

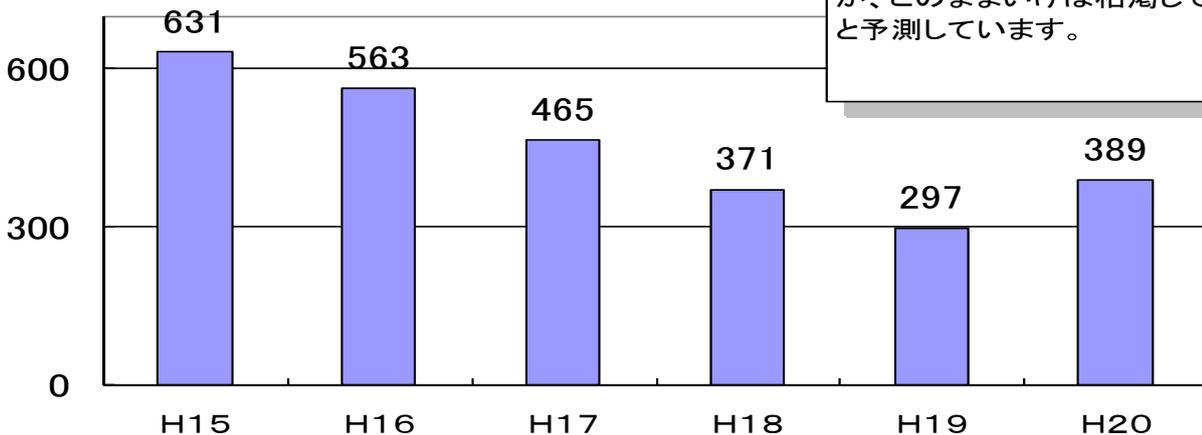


※村税は住民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税

●**村税**
 過去5カ年平均6億5千4百万円
 H19年度は税制改正により一時的に増加しましたが、H20年度から再び減少しています。

【積立金残高の推移】

(単位: 百万円)



●**積立金**
 収支差し引きの財源不足は、積立金の取り崩しで対応していますが、このままいけば枯渇してしまうと予測しています。

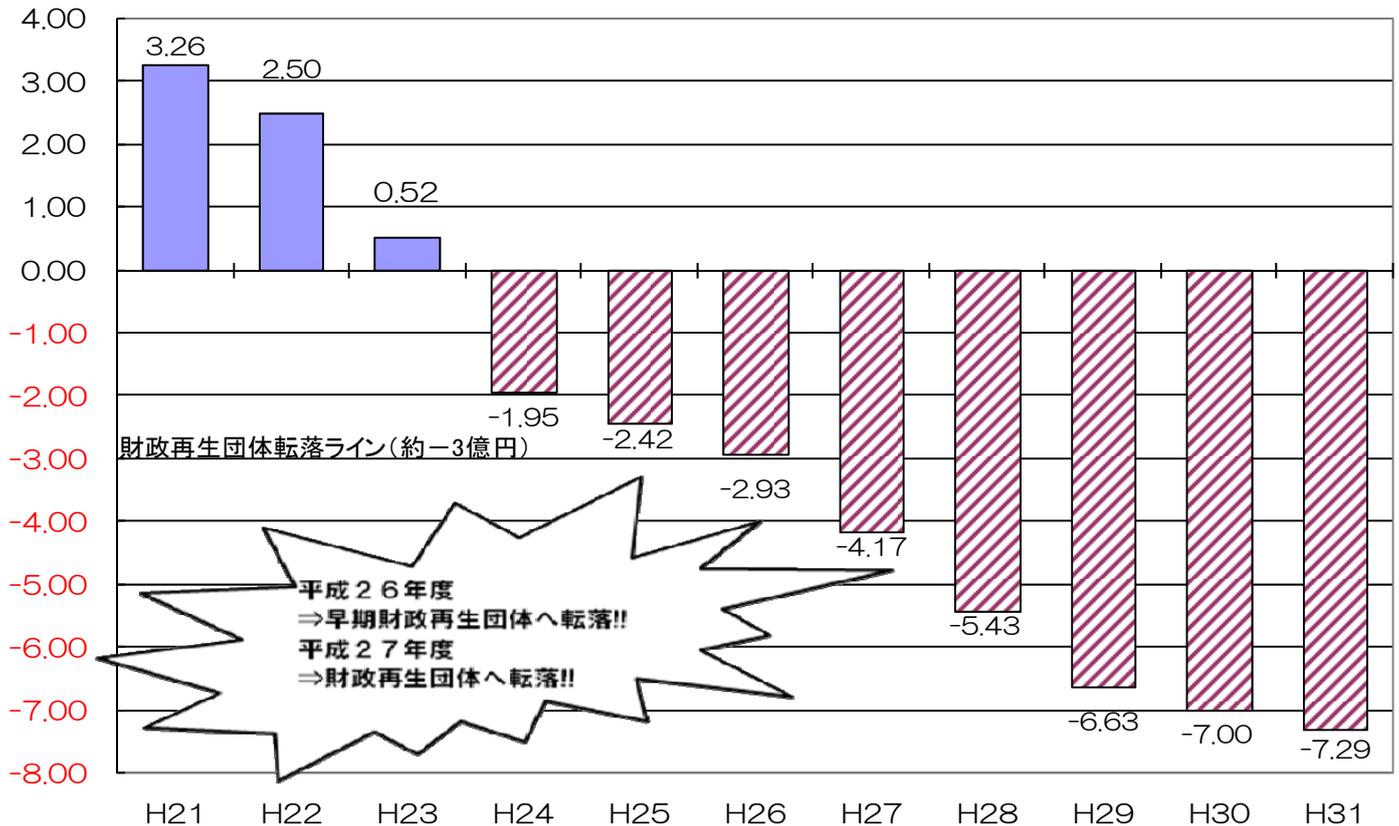
／3. 今後の財政収支見通し（このままいけば・・・）

現状のサービスを維持した場合

【長期財政収支見通し（平成21年11月時点）】

（単位：億円）

■ 基金残高 ■ 累積収支不足額



<留意点>

- ・上記の財政収支見通しは、住民サービスは現状のまま推移するなど、本行政経営戦略プランの取り組みを反映しない場合の財政収支見通しであり、今後想定される課題（＝多額の財政的負担を伴うもの）は考慮しておりません。
- ・今後想定される主な課題として次のことが考えられます。
 - 水道の安定供給や老朽化した水道施設整備
 - 下水道施設の健全な維持管理
 - 老朽化した公共施設改修整備 など

／4. 行財政改革の推進

財政健全化に向け、平成22年12月に緊急措置として行政経営戦略プラン（平成22年度～平成24年度の3カ年）を策定



平成24年度末の累積赤字の解消及び平成27年度の財政再生団体への転落回避をめざす

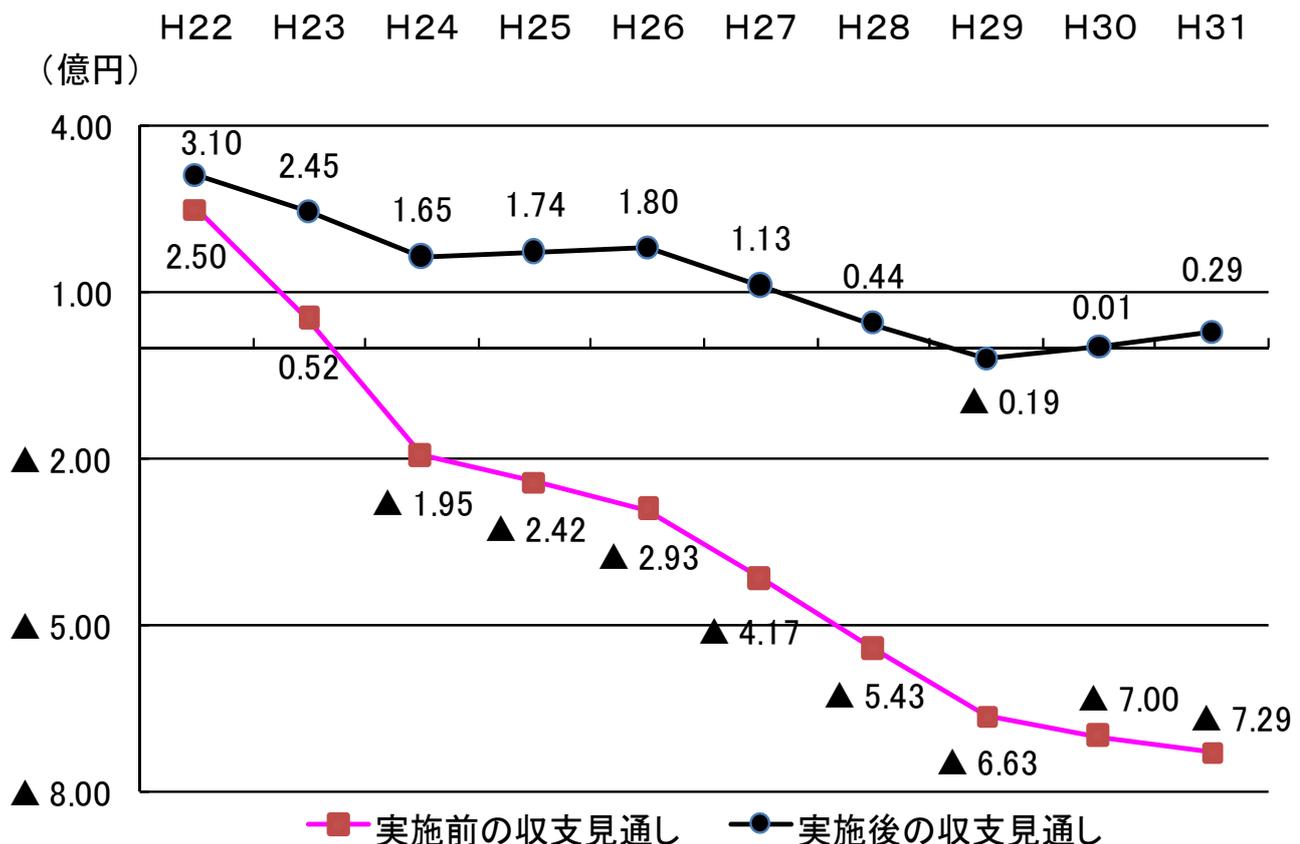


平成23年度からはじまる第4次総合計画を着実に実現させる

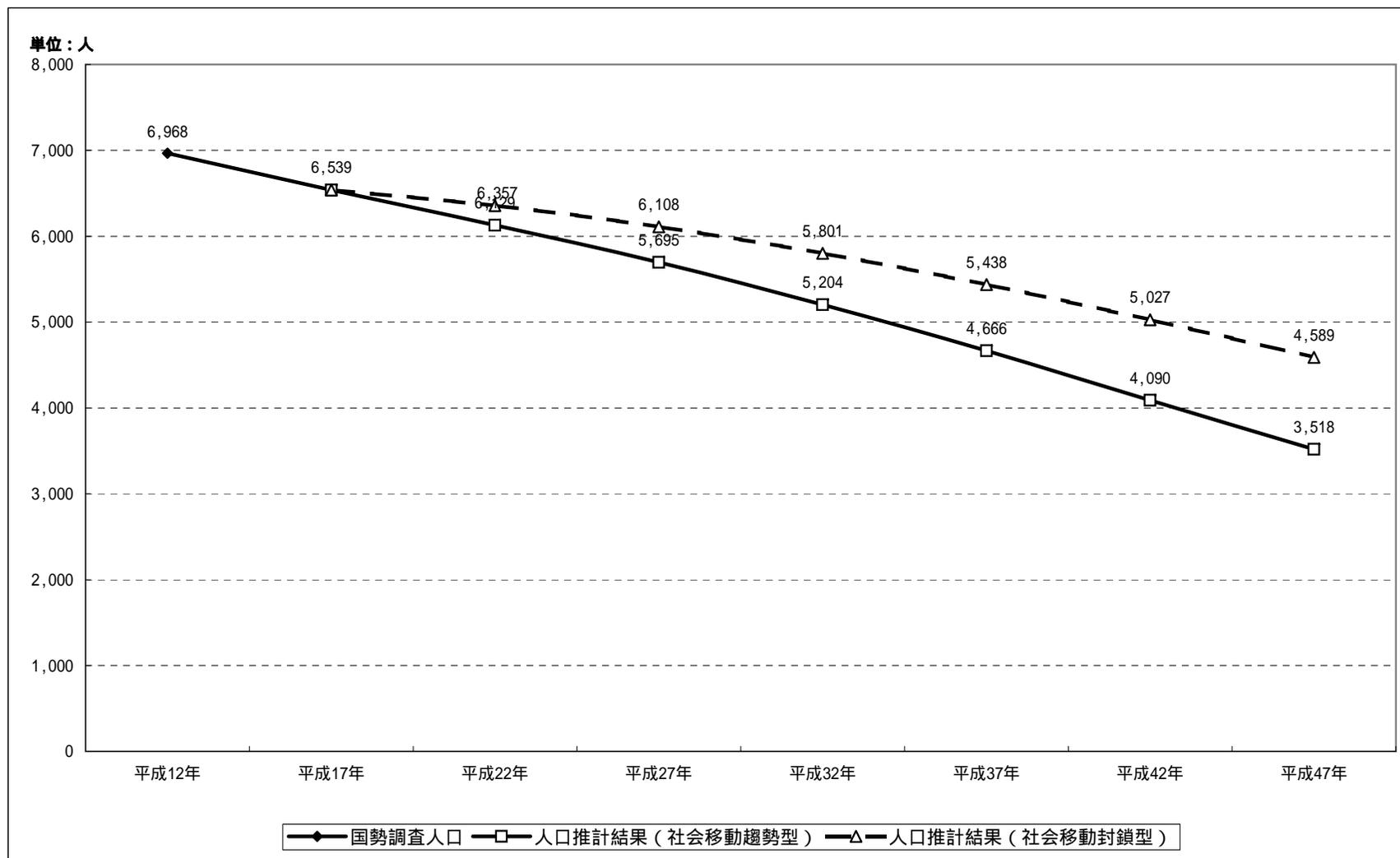
プランの取組み効果額
約3億6千万円（3カ年目標効果額）

／5. 行財政改革後の財政収支見通し

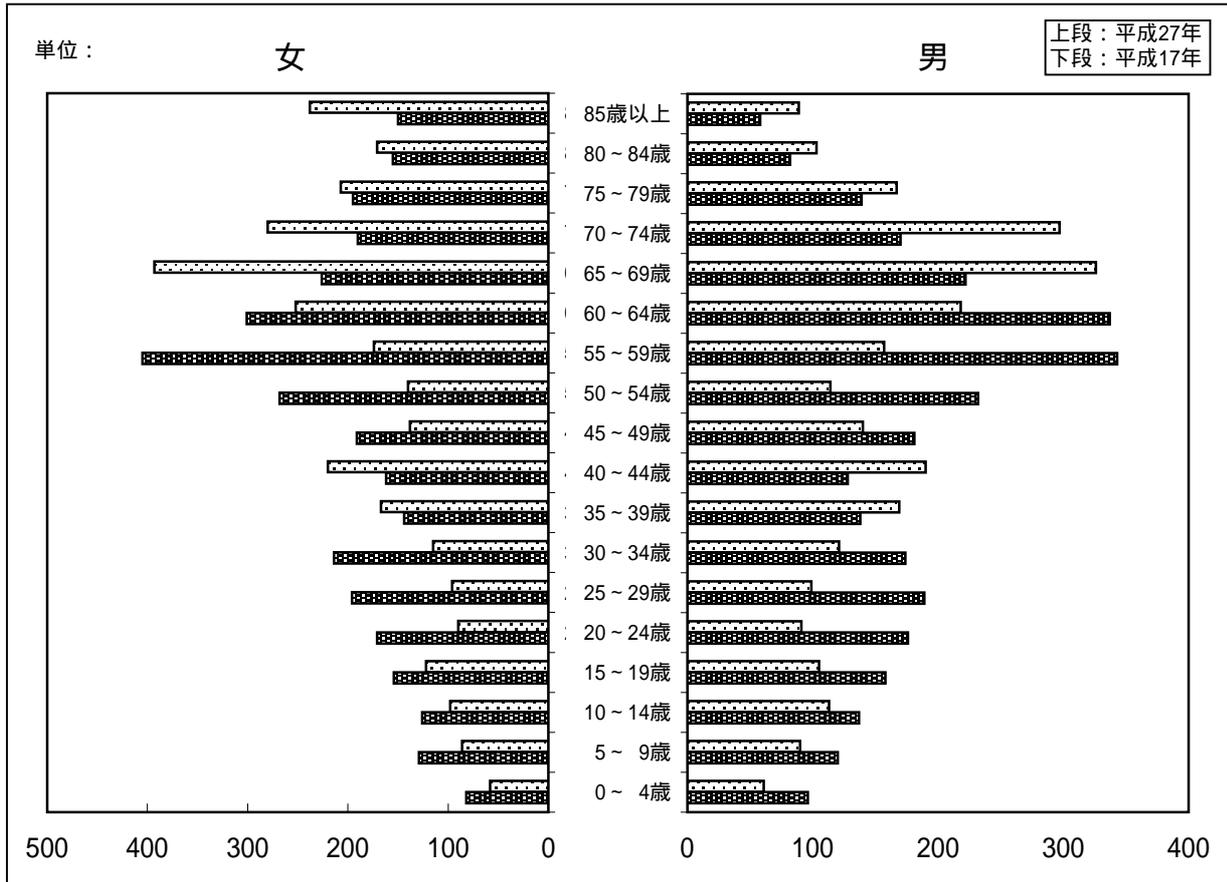
プラン実施後の財政収支見通し(H22～H31)



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
国勢調査人口	6,968	6,539						
人口推計結果(社会移動趨勢型)		6,539	6,129	5,695	5,204	4,666	4,090	3,518
人口推計結果(社会移動封鎖型)		6,539	6,357	6,108	5,801	5,438	5,027	4,589



社会移動趨勢型人口推計： 千早赤阪村



社会移動封鎖型人口推計： 千早赤阪村

